

令和7年度 市岡小学校 みんなの笑顔・安心ルール

- 「みんなの笑顔・安心ルール」は、子どもたちががんばってほしいことを、あらかじめルールとして示しています。同時に、してはいけないことを明確にしています。
- このルールは、子どもたちが自分で取り組むべきこと、してはいけないことを自覚し、自らの可能性を伸ばすことを目的として作成しています。
- 子どもたちには日頃より、「基本的な約束ごと」に示されたことがらを心がけることを伝えています。
- 学校は、一人一人がルールを守って積極的に行動し、みんなが笑顔で過ごすことができる、「よりよい社会（学校）」を作っていくことをめざしています。
- 学校は子ども一人一人の状況等も、全教職員で十分にふまえたうえで、判断し対応します。また、積極的に家庭や関係諸機関と連携します。

「市岡小学校 みんなの笑顔・安心ルール」の内容は、教育振興基本計画に示している学校の安心・安全のためのスタンダードモデルを参考にしています。

【基本的な約束ごと】 ・きまりを守る ・自分も他の人も大切にする ・どんどんチャレンジする

【してはいけないこと】 ・嘘をつくこと ・ルールを破ること ・人がいやがることをすること

	きまりをまもる	自分も他の人も大切にする	どんどんチャレンジする
授業中	○チャイムが鳴ったら、 座席につこう ○正しい姿勢で座ろう	○発表している人の方へ、顔 と体を向けよう ○話を聞きながら、うなずこ う	○名前を呼ばれたら「は い」と返事をしよう ○1時間に1回以上発表 しよう
休み時間	○決められた運動場の 使い方を守ろう ○チャイムが鳴ったら、 すぐ教室にもどろう	○「あったか言葉」を使って話 そう ○相手の言うことを最後まで 聞くようにしよう	○できるだけ、外に出て遊 ぼう ○自分たちで解決できない ことは、先生に話そう
集会活動	○時間におくれないよう に集まろう ○お話を説明を聞くと きは、静かにしよう	○苦手だと思っている人にも、 やさしく声をかけたり、手伝 ってあげたりしよう	○自分から話しかけて、いろ んな学年の人と友だち になろう
給食	○当番は、手を洗ってす ばやくならぼう ○配られているときは、 静かにすわって待とう	○みんなが笑顔になるような 食べ方や話し方をしよう	○時間内に食べられるよう にしよう ○きれいなものも食べられ るようにがんばろう
そうじ	○チャイムが鳴ったら、 すぐそうじ場所に行っ てはじめよう	○助け合ったり手伝いあつた りしながら、みんなで協力 してそうじをしよう	○自分の分担場所を、時間内 にきれいにしよう
ろうか	○右側を歩こう	○すれちがうときは、ゆずりあ うようにしよう	○お客様にあいさつしよう
学校の 対応	のぞましい行動とはどんなものか、具体的に教えていきます。できたときには、 認めたりほめたりして、さらに意欲が高まるようにします。		

	どんなことをしてはいけないか	学校の対応
第1 段階	【学習時】 ・授業時間におくれる 【他の子に対して】 ・からかう、ひやかす ・無視する ・物を勝手に使う 【先生に対して】 ・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす ・よびすてにする 【その他のルール】 ・自分の机等に落書きする ・物を大切にしない ・学校の物をかってに使う	・その場で注意 ・場合によっては、家庭 連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動
第2 段階	【学習時】 ・授業のじゃまをする ・授業に関係のない話をする ・授業をさぼり校内でたむろする 【他の子に対して】 ・仲間はすれにする ・悪口、かげ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする 【先生に対して】 ・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを言う 【その他のルール】 ・学校の物をこわす ・夜中に散歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭けごとをする	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による、 個別指導 ・数日間の自己を振り返 る活動
第3 段階	【学習時】 ・授業中、故意に妨害をする ・テストのじゃまやカンニングを繰り返す ・学校をさぼり校外にたむろする 【他の子に対して】 ・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう(相手が痛がること、プロレス技など) ・物を故意にこわしたり、すてたりする 【先生に対して】 ・指導に対して激しく反抗する ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう 【その他のルール】 ・法律に違反するようなことをする。	・家庭連絡 ・一定期間の別室におけ る、個別指導及び学習 指導 ・関係諸機関(警察・こども 相談センター)と連携し 学校内で指導を行う。 ・状況によっては、個別 指導教室を活用した 指導を行う。

第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議し厳正に対処します。
学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携になる場合があります。（SNSにかかる事案に関しても同様です。）